

輪島市監査公表第38号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年2月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成31年1月30日（水） 教育委員会学校教育課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○市内小中学校の児童生徒の学力向上のため、「学校教育研究推進事業」や「学力向上推進事業」、ケーブルテレビを通じての「テレビ寺子屋事業」など様々な施策を行っていることを伺った。ICTの活用、英語教育、プログラミング教育等最近の教育に対する課題にも的確に対応していただきたい。

○スクールバスの運行に関連し、住民利用の際の使用料の調定・収入手続等について関係者間で連絡を図り適正な管理に務められたい。

○育英資金貸付返済金については、返済の遅れについて諸般の事情が考えられるものの、具体的な計画を立て返済金の滞納対策に取り組んでいただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。